別表六の二（二十四）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の７第２項（革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「個別帰属額基準額 (6)×20又は15/100 (12)」及び「総調整前連結税額基準額 (19)×20又は15/100 (20)」の各欄は、「継続雇用者給与等支給増加割合 (3)/(2)（(2)＝０の場合は０） (4)」の割合が0.03以上である場合には「又は15」を消し、その他の場合には「20又は」を消すこと。

別表六の二に(二十)から別表六の二に(二十一)付表二までを削り、別表六の二に(十九)付表を別表六の二に(二十一)付表とし、同表の次に次の二表を加える。